

# 農業委員会だより

平成 30 年 12 月第 57 号(年 2 回発行) 編集・発行：板橋区農業委員会 電話：3938-5114



## 農業まつりのシンボル 野菜宝船

11月10日(土)、11日(日)に、第41回板橋農業まつりが赤塚体育館通り周辺で開催されました。2日間で延べ9万3千人の来場者で賑わいました。

第一会場では、恒例の民踊流し、阿波踊り、木やり・みこし等のイベントが行われました。

第二会場では、区内農家の方々が丹精込めて育てた見事な野菜・果樹・臈月・園芸品等183点が並び、農業まつりのシンボルである野菜宝船を展示し、11日に野菜のお宝分けが行われました。

第三会場では、植木・区内産野菜の販売を行いました。また、農業まつりを通じて、区民の方に都市農業について理解を深めていただくために農業委員会コーナーを設けました

第四会場では、大根・人参引っこ抜き体験が実施され、357人の参加があり、笑顔で収穫する姿が見られました。

また、同会場で区民農園収穫祭が行われ、区民農園で育てられた野菜の品評会が行われたほか、けんちん汁が3,000人に振舞われました。

## 生産緑地法にかかわる制度が大きく変わりました。

### 1. 指定後 30 年を経過した生産緑地の取扱

平成 29 年 6 月に、生産緑地法の一部が改正され、**特定生産緑地制度**が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

特定生産緑地制度は、現在の生産緑地の指定告示から 30 年を迎える前に、買取申出の開始時期を所有者が自らの意思により 10 年延長する制度です。

#### **区では、平成 31 年 4 月より特定生産緑地の指定受付を開始いたします。**

※生産緑地を指定してから 30 年経過する前に「特定生産緑地」の指定を受けた場合、現行の税制が継続されます。

※「特定生産緑地」の指定を受けなかった場合は、固定資産税等が段階的に宅地並み課税に移行するほか、新たに相続税納税猶予制度の適用が受けられなくなります。

### 2. 生産緑地指定下限面積を 300 m<sup>2</sup>に緩和

現行の法律では地区の下限面積は 500 m<sup>2</sup>以上となっていますが、区が条例を制定することで、下限面積を最小 300 m<sup>2</sup>にすることが可能となりました。

板橋区では平成 30 年第 1 回議会定例会にて議決され、平成 30 年 3 月 15 日に「東京都板橋区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を公布・施行しました。

### 3. 一団性要件の緩和

隣接していない近隣の農地を一団の農地と見なすことができるようになりました。

これにより、公共事業等による生産緑地の分断や、隣接する生産緑地の指定解除により下限面積を満たさなくなってしまう生産

緑地の道連れ解除を防ぐことができるようになります。(残存の生産緑地は 100 m<sup>2</sup>程度の下限基準)

### 4. 生産緑地の行為制限の緩和

生産緑地区域内においては、農業生産をする施設のみが認められていますが、新たに農産物直売所や農家レストランなどの設置が可能になりました。(ただし、現在のところ農地の相続税納税猶予の対象にはなりません)。

### 5. 生産緑地の貸借が可能に

生産緑地を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律が、平成 30 年 9 月 1 日に施行されました。

これにより、①貸借中に相続が発生した場合でも、その生産緑地は相続税納税猶予の適用を受けることができるようになるほか、②相続税納税猶予の適用を受けている生産緑地も貸借ができるようになりました。

なお、貸借中に相続が発生し、生産緑地の返還を受け、買取申出をする場合には、所有者が一定の要件を満たす必要があります。詳細については、下記の部署にお問合せください。

**平成 4 年と平成 5 年に指定された生産緑地をお持ちの方には、個別にご案内をさせていただきます。**

#### **【問合せ先】**

板橋区農業委員会事務局 3938-5114

板橋区都市計画課 3579-2552

## 生産緑地の追加指定

板橋区では、生産緑地の追加指定に取り組んでおり、現在では約 10 ヘクタールの農地が生産緑地に指定されています。生産緑地の

指定を受けると、行為制限や農地の維持管理義務が発生する代わりに、**固定資産税等の優遇措置**が受けられます。

#### 【指定対象となる農地】

面積**300㎡以上**の良好に耕作されている農地で、法定要件及び区の指定基準に該当するもの。

#### 【追加指定に関する今後の予定】

5月中～下旬	個別相談・現地調査
6月中旬～下旬	候補地の決定 候補地の申請受付
7月上旬	東京都の事前協議
9月上旬～中旬	都市計画案の公告縦覧
10月中旬	都市計画審議会の開催

### 農地利用状況調査

農業委員会では、農地法第30条の規定により、毎年1回、農地利用状況調査を行っています。今年度は10月23日に、区内すべての生産緑地の利用状況を調査しました。ほとんどの農地が良好に肥培管理されており、各農家の日々の努力と、生産意識の高さがうかがわれました。ただし、一部で管理が不十分な農地も見受けられました。

今後寒さも本格化しますが、引き続き良好な肥培管理をお願いします。



耕作良好な農地

### 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金のご案内

板橋区では、下記の補助事業を実施しています。相談等は随時受け付けています。

#### ●名称

板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金

#### ●交付対象事業

- ①農業用ハウス施設の設置・補修、ハウス施設のボイラー設備の設置・補修経費
- ②耕運機・トラクターなど、大型農機具の購入のための経費
- ③直売所施設や野菜無人販売機などの設置のための経費
- ④農業振興又は農地保全のための、土留め工事や水道施設などの設備にかかる経費
- ⑤「板橋区民農園」の整備（整地・土留め・外柵設置・上下水道工事など）の経費

#### ●交付対象者

- ①～④区内に所有する農地が5アール以上で、本人又はその世帯員が耕作する区内在住の方（5アール未満でも、区の農業振興事業や農産物直売などで3年以上の活動実績がある方は対象）
- ⑤ 区内に土地を所有し、板橋区民農園の次年度の開園に向けて、区との協議が整った方

#### ●補助率＝総事業経費の3分の1

- 補助額上限＝①～④は50万円、⑤は100万円（※パイプハウスの新規設置は100万円）

#### 【問合せ先】

赤塚支所都市農業係 3938-5114



## 区政功労者表彰

10月1日に平成30年度板橋区政功労者表彰式が行われました。

農業関係では、稲垣治男さんが表彰されました。稲垣さんは、昭和48年3月から現在に至るまで、板橋区民農園農芸指導員を46年間務められました。

また、民生委員22年間、上赤塚町会副会長として20年間、地域福祉にご尽力されております。ご受章おめでとうございます。



## 新春七草がゆの集い

板橋ふれあい農園会と板橋区の共催で、平成31年1月7日(月)午前11時から区立城北交通公園野球場で「新春七草がゆの集い」を行います(小雨決行)。オリジナル七草がゆの試食(先着1,000人)、区内産野菜・園芸品の即売、繭玉飾りの展示などを行います。ぜひご来場ください。



## 相続時等の届出

相続などで、農地法の手続きを経ないで農地の権利(所有権等)を取得した方は、農地法の規定に基づきその旨を農業委員会に届け出てください。届出の期間は、概ね権利を取得してから10か月以内とされています。提出書類等、詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

## 農業者年金加入で大きなメリットを!

農業者年金は、加入者・受給者数などの影響を受けにくい積立方式(確定拠出型)の公的年金です。また、支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となります。加入資格は次の要件をすべて満たす方です。

- ・国民年金の第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事する方
- ・20歳以上60歳未満の方

農業者年金制度の詳しいパンフレットがありますので、ご希望の方は農業委員会事務局までご連絡ください。

(農業者年金のお申込みはJAの窓口になります。)

